

風水害時におけるガイドライン

はじめに

このガイドラインは、クルーと株式会社クラッソーネ(以下「会社」といいます。)の信頼関係を保ちながら、良い就業環境を築いていくことを目的として、風水害におけるクルーの安全確保の為にガイドラインを制定したものです。

- 第1章 基本となるきまり
 - 第2章 該当する警報等
 - 第3章 発令時における勤務体制
 - 第4章 賃金
 - 第5章 その他
-

附則

1. このガイドラインは2013年9月9日から実施します
2. このガイドラインを改廃する場合は、クルー代表の意見を聴いて行います。

第1章 基本となるきまり

■ 目的

● 第1条

正社員

アルバイト

このガイドラインは、風水害時における、クルーの勤務に関する必要事項を定めるものとします。

■ 適用範囲

● 第2条

正社員

アルバイト

このガイドラインは、会社に勤務する全てのクルーに適用されます。ただし、アルバイト等働き方が特殊なクルーについて、個別の定めをした場合は、その定めに従います。

■ ガイドラインを守る義務

● 第3条

正社員

アルバイト

クルーと会社は、このガイドラインを守り、お互いに協力して、全クルーの安全管理と、その家族の安心確保に努めなければいけません。

第2章 該当する警報等

- 該当する警報等

- 第4条

正社員

アルバイト

このガイドラインが適応されるのは、気象庁から下記の警報等が発令された場合です。
暴風警報・避難準備情報・避難勧告・避難指示

第3章 発令時における勤務体制

■ 出勤前に警報等が発令されている場合

● 第5条

正社員

アルバイト

午前6時30分の時点で勤務地もしくは自宅住所に警報等が発令されている場合、クルーが午前に出勤することを禁止とします。自宅又は安全な場所にて待機してください。

● (2)

前項の上で警報等が午前11時00分時点で解除されている場合、13時30分までにクルーは出勤するものとします。

● (3)

午前11時00分時点で警報等が解除されていない場合、クルーが当日に会社出勤することを禁止とします。

● (4)

クルーの自宅周辺及び通勤経路において危険が存在する場合、クルーは出勤前に防災担当者へ連絡しなければなりません。

● (5)

警報等が解除された場合にも、個別の状況を踏まえ、防災担当者はクルーに対し、出勤禁止等の指示を行う場合があります。

■ 出勤時に警報は発令されていないが、2時間以内に勤務地に発令が予想される場合

● 第6条

正社員

アルバイト

暴風雨通過エリアの被害状況や、暴風雨の規模・進路・通過時間等を鑑み、クルーの安全を考え、防災担当者の判断により、出勤を禁止する場合があります。

■ 出勤後に警報が発令された場合

● 第7条

正社員

アルバイト

警報発令後、所定労働時間内での解除が見込まれない場合、ならびに、クルーやその家族の安全確保の為に早期の帰宅が望ましい場合、防災担当者はクルーに対し、直ちに帰宅するよう指示を出し、クルーはそれに従うこととします。

● (2)

前項にも拘らず、帰路の被害状況によって帰宅することが困難な場合、クルーは防災責任者にその事実を報告した上で、事務所待機し、安全を確保することとします。

● (3)

正規ルートでの帰宅が相当時間困難な場合(電車運休・道路通行止め)、クルー本人と防災担当者との相談の上、本人に対し、タクシー等別手段での帰宅や、最寄りの宿泊施設での待機を指示する場合があります。その場合に掛かる費用に関しては、本人が金額を立替え会社が後日精算します。(後日領収書を提出してください)

■ 特別勤務

● 第8条

正社員

アルバイト

第5条から第7条に該当する状況で、出勤禁止や自宅待機・帰宅指示となった場合、クルーに対し、所定労働時間内に自宅での業務を命ずる場合があります。

第4章 賃金

■ 災害時の賃金

● 第9条

正社員

アルバイト

第5条から第8条に該当する状況となった場合、所定労働時間勤務を行ったものとして賃金の計算と支給をします。

第5章 その他

■ 災害時の連絡

● 第10条

正社員

アルバイト

警報発生時・発生前の対応について、誤情報による混乱を避けるため、Facebook 上のグループサイトで、防災担当者より正式に発表される。

■ 防災担当

● 第11条

正社員

アルバイト

防災担当者は、代表取締役社長、川口が兼任する。